

新型コロナワクチン接種についてお知らせ（第26版）

令和5年9月25日現在

新型コロナワクチン接種は、令和5年秋開始接種が令和5年9月20日より始まりました。

下記に記載した内容は現時点での見通しで、ワクチンの供給や国の動向によって変わる場合があります。変更があった際には広報やホームページ等でお知らせいたします。

令和5年秋開始接種

● 対象者について

1・2回目接種（乳幼児は1・2・3回目接種）を完了し、前回の接種から3ヶ月以上経過した生後6ヶ月以上の方が対象です。努力義務が適用されているのは、重症化のリスクが高い65歳以上の高齢者や基礎疾患有する方等のみとなっています。詳しくは裏面をご覧ください。

● 使用するワクチン

令和5年9月に承認されたモデルナ社製またはファイザー社製の1価（オミクロン株XBB.1.5）ワクチンで、非臨床試験（マウスを用いた試験）において、追加接種により一定の有効性が期待できると厚生労働省より報告されています。

● 接種券付き予診票について

65歳以上
の方

接種券付き予診票等は 前回の接種から3ヶ月以上経過した高齢の方から 順に郵送しておりますが、国からのワクチン供給の影響により、9月末までに対象となる方全員へ郵送できない状況です。今後ワクチンが届き次第、順番に郵送していきますので、それまでの間しばらくお待ちくださいよう、お願ひいたします。

生後6ヶ月
～
64歳の方

接種をご希望される場合は

電話 または ネット から お申込みください

お申し出があった方に 65歳以上の方への発送完了後
接種券付き予診票等を郵送いたします

※ ワクチン供給の関係上、11月以降に郵送となる可能性があります

電話

0125-32-5665 (健康づくり推進係)

平日 8:30～17:00

ネット



⇨ QRコードを読み取ると
申込みページに進みます

※ 基礎疾患有する方で令和5年5月～8月にコロナワクチン接種をされた方は今回申込み不要です。65歳以上の方への発送が完了したのち、こちらから順次郵送いたします。ただし、国からのワクチン供給の関係上、郵送時期が11月以降となる可能性がありますので、ご了承ください。

小児（5歳～11歳）のオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン接種

乳幼児（生後6ヶ月～4歳）のオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン接種

- 前回の接種から3ヶ月以上経過した5歳～11歳及び生後6ヶ月～4歳が対象です。接種をご希望の方には接種券付き予診票等を郵送いたしますので、健康づくり推進係（0125-32-5665）へ電話またはネットからお申込みください。申込みページのQRコードは表面下段にあります。
- 使用するワクチンは、令和5年9月に承認されたファイザー社製の5歳～11歳用（小児用）及び6ヶ月～4歳用（乳幼児用）のオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチンです。
- 「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約が可能ですので、電話またはネットで予約してください。予約受付電話番号やURLは接種券付き予診票送付時にお知らせします。
- 国からのワクチン供給量が少ないため、希望する方が接種を受けられるまでに時間を要する場合があります。ご了承ください。
- 新型コロナワイルスワクチンの接種前後に他の予防接種を受ける場合は2週間以上の間隔をおいてください。ただし、インフルエンザワクチンは間隔をあけて接種が可能です。

令和5年秋開始接種の対象者等の考え方

今月から始まる令和5年秋開始接種は、重症者を減らすことを目的とし、65歳以上の高齢者や基礎疾患有する方等、重症化のリスクが高い方を接種の対象としています。そのため、予防接種法で「接種を受けるよう努めなければならない（いわゆる「努力義務」と呼ばれており義務とは異なる）」と規定されているのは、65歳以上の高齢者や基礎疾患有する方等で、それらに該当しない健康な乳幼児・小児・成人に対しては努力義務を適用しないこととしています。また、WHO（世界保健機関）も健康な乳幼児・小児・成人に定期的な接種を推奨することはしていません。

ワクチンは強制ではありません！ワクチン差別をなくしましょう！

新型コロナワイルスワクチン接種は強制ではありません。ワクチン接種には、その効果の他にさまざまあります。新型コロナワイルス感染症の現状（主な症状、重症化のリスク等）や、ワクチンの効果、感染した場合のご自身の重症化リスク等に対し、ワクチンを接種した場合の副反応等のリスクを十分考慮し、ワクチン接種の必要性を本人（保護者）が決定してください。

ワクチン接種は、職場や施設、地域等、周囲から強制してはいけません。ワクチンを受けないこと、もしくは受けたことにより、差別的な扱い（ワクチンを▲回接種していないと、会社では雇わない・施設に入所できない・地域の集会に呼ばない、会社・学校・グループでワクチン接種の有無を確認する等）を受けることはあってはいけません。

体調に異変を感じたときには…

新型コロナに感染したかもしれないと思ったときには、医療機関を受診する前に、①あわてずに症状や常備薬を確認、②国が承認したキットを用いて確認しましょう。たとえ陽性であっても症状が軽い場合は病院の受診を控え、まずは常備薬を服用して自宅等で療養しましょう。

発熱等の受診相談や体調急変時には下記の健康相談センターに連絡して、判断を仰ぎましょう。

北海道新型コロナワイルス感染症 健康相談センター 0120-501-507 24時間

予防接種に関するお問合せ

赤平市 介護健康推進課

新型コロナワイルスワクチン接種対策室（健康づくり推進係）

電話番号 0125-32-5665